



## 議会の議決と教育長の不在について

黒田教育長が、この3月31日で退任し、以来、町の教育長は不在になりました。

教育長は、教育委員に選任された方々の中から互選されましたが、黒田教育長の教育委員としての任期は、この3月31日まででした。このため、3月議会定例会に黒田教育長を教育委員として再任するための人事案件を上程いたしましたが、3月23日の本会議において「不同意」となりました。教育委員を選任する場合の判断基準は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に規定されており、最も重視すべき要件は「①人格が高潔であること。②教育、学術及び文化に関し識見を有する」とあると規定されています。私は、当然この最重視すべき要件とその他の必要条件を満たす候補者のうち、町の教育ビジョンを私と共有できる方を教育委員に任命したいと考えて、黒田教育長を選任する議案を提出しました。

議案には、それぞれに根拠があり、議会の審議もその根拠に基づいて行われるはずでした。

また、藤田和寿議員は3月23日の審議において「また、黒田教育長は新学習指導要領を取り巻く環境は変化しております。今回の学習指導要領は平成24年度から全面実施となり、教育基本法などで明確になつた教育の理念を踏まえ、「生きる力を育成する」改訂の基本的な考え方と変わりました。確かな学力、豊かな人間性、健康体力、そして生きる力と学習指導要領の理念が変化するように、吉田町の地方教育行政の事務の管理執行委任についても新しい変化と継承が必要であります」と述べ、教育長の人事刷新を求めました。

果たして、何を根拠に「黒田教育長は新学習指導要領についていけない」と判断されたのでしょうか。この点に通じる発言として藤田和寿議員は、3月28日の臨時議会で「私

の（3月23日の審議における）反対討論の中でもあつたとおり教育というものは今、新学習指導要領で考えますと、10年ごとに新しいものに変わつていくものでございます。ですから、そういつたことも考えて人事の刷新が必要ではないかと考えるものでございます」と述べています。つまり、黒田教育長が教育委員の職務に適した人材であるかどうかとは無関係に、「これまで10年間教育長を務めたから新学習指導要領が改訂されることを機に退任すべきである」という意見を朗々と述べています。

の「①人格が高潔であること  
②教育、学術及び文化に関する  
議見を有すること」は満たし  
てることを認めるものです。  
しかし、その次に発言され  
た内容は、「その中で、これか  
らの吉田町の教育を担う人を  
本当に子どもたちのため、そ  
れこそ今日、大勢のさわやか  
クラブの方々がお見えになつ  
ておりますが、(3月23日の不  
同意は)そのような人の生涯  
教育のことを考えていただけ  
る人として本当にいいのか、  
ということで我々は考えた判  
断でございます。本当に英断  
の判断をした議決であります  
ので、それにつきましてはそ  
の結果というものをしっかりと  
把握していただきたいと思つ  
ております」というものでし  
た。これは、「黒田教育長が教  
育委員としての適格性に欠け  
る」ということを論じたこと  
になりますが、最重要視しな  
ければならない①と②の要件  
を満たしているものの、それ  
以外の点で不適格な要素があ  
るということになりますが、  
その内容は明らかにされませ  
んでした。

## 議会の不同意の理由③ そのほかについて

3月28日の審議の中の藤田和寿議員の発言ですが、「町が教育委員という形で任命される方が先ほどから町長が言われるように、要件を満たしていない方が拳がつてることはない」ということは我々13人の議員は全員理解しております」と述べています。この発言は、黒田教育長が冒頭に

育委員としての適格性に欠ける」ということを論じたことになりますが、最重要視しなければならない①と②の要件を満たしているものの、それ以外の点で不適格な要素があるということになりますが、その内容は明らかにされませんでした。

黒田教育長が、この3月31日で退任し、以来、町の教育委員としての任期は、この3月31日まででした。このため、3月議会定例会に黒田教育長を教育委員として再任するための人事案件を上程いたしましたが、3月23日の本会議において「不同意」となりました。教育委員を選任する場合の判断基準は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に規定されており、最も重視すべき要件は、「①人格が高潔であること。②教育、学術及び文化に関し識見を有すること」であると規定されています。私は、当然この最重視すべき要件とその他の必要条件を満たす候補者のうち、町の教育ビジョンを私と共有できる方を教育委員に任命したいと考えて、黒田教育長を選任する議案を提出しました。

議案には、それぞれに根拠があり、議会の審議もその根拠に基づいて行われるはずで

このため、私は提案する際に、私の説明が不足してはいたために議員各位に理解されなかつたのではないか」と考え、議会に対し「黒田教育長の任期が終わる前に臨時議会を招集して、黒田氏を任命する理由を詳細に説明し、同じ内容の人事案件を上程させていただきたい」旨を申し入れさせていただきました。この結果、3月28日に臨時議会が開かれましたので、「道半ばにある教育改革などの重要な課題を委ねることができるのは黒田教育長以外にはない」ことを丁寧に説明し、ご審議いただきましたが、3月23日と同じように本来的な質疑や討論がないまま「不同意」となりました。

この再任議案に反対した議員は、3月23日の議会定例会最終日と3月28日の臨時議会の審議とも同じで、増田剛士議員、杉本幸正議員、山内均議員、枝村和秋議員、増田宏胤議員、藤田和寿議員（副議長）、八木栄議員（議長）の7人でした。両日とも、採決の結果、「同意」と「不同意」が

町長からのメッセージ 105

## 町長の議会だより

これまで議会の審議内容の主要な論議を振り返つてみましたが、不同意理由として印象に残るのは「75歳を超えている年齢」、「10年を超える教育長在任期間」、「新学習指導要領への対応力不足の不安」、「子どもから高齢者までの教育への対応力不足の不安」などです。しかし、「年齢」と「長期在任」については、黒田教育長の個人としての実態を考察して客観的に結論付けなければならぬものであるはずですが、全く本来的な議論は行われませんでした。また、2つ挙げられた「対応力不足の不安」については、最重要視すべき要件の「②教育、学術及び文化に関し識見を有すること」にも関わりますが、藤田和寿議員が発言したように「議員全員が、当局が要件を満たしていない候補者を議案として挙げることはないと思っている」というのであれば不安を抱くことはないはずです。

## 不同意とした説明について

これまで議会の審議内容の主要な論議を振り返つてみましたが、不同意理由として印象に残るのは「75歳を超えている年齢」、「10年を超える教育長在任期間」、「新学習指導要領への対応力不足の不安」、「子どもから高齢者までの教育への対応力不足の不安」などです。しかし、「年齢」と「長期在任」については、黒田教育長の個人としての実態を考察して客観的に結論付けなければならぬものであるはずですが、全く本来的な議論は行われませんでした。また、2つ挙げられた「対応力不足の不安」については、最重要視すべき要件の「②教育、学術及び文化に関し識見を有すること」にも関わりますが、藤田和寿議員が発言したように「議員全員が、当局が要件を満たしていない候補者を議案として挙げることはないと思っている」というのであれば不安を抱くことはないはずです。

と町の教育が良くなることを期待できない」と断じたものと言えます。

今回の人事案件に係る議会の判断は、町の重要な課題である教育行政の今後を決定付ける極めて重要なものであります。しかし、その判断を導く過程において、本来的な議論も交わされず、「なぜ黒田教育長が教育委員に再任されると町の教育行政にとつて悪い結果につながると判断されたのか論理的な説明が欲しい」という欲求だけが募りました。

議会は、私が苦心慘憺して良案に仕上げた議案を否決で大きな権限を持つています。しかし、議決の判断基準は、常に「町の利益、町民の利益に適っているか、否か」でなければならず、特に反対する場合には、他人を得心させる説明を行うべきであるはずです。藤田和寿議員は、今回のお手本の教育委員の再任議案の不同意について「英断である」と述べておりますが、「何をもつて黒田教育長の再任が町の利益、町民の利益にならぬいのか」納得できる説明があつてしかるべきだと考えますが、町民の皆さまはいかがでしょうか。

と町の教育が良くなることを期待できない」と断じたものと言えます。

今回の人事案件に係る議会の判断は、町の重要な課題である教育行政の今後を決定付ける極めて重要なものであります。しかし、その判断を導く過程において、本来的な議論も交わされず、「なぜ黒田教育長が教育委員に再任されると町の教育行政にとつて悪い結果につながると判断されたのか論理的な説明が欲しい」という欲求だけが募りました。

議会は、私が苦心慘憺して良案に仕上げた議案を否決で大きな権限を持つています。しかし、議決の判断基準は、常に「町の利益、町民の利益に適っているか、否か」でなければならず、特に反対する場合には、他人を得心させる説明を行うべきであるはずです。藤田和寿議員は、今回のお手本の教育委員の再任議案の不同意について「英断である」と述べておりますが、「何をもつて黒田教育長の再任が町の利益、町民の利益にならぬいのか」納得できる説明があつてしかるべきだと考えますが、町民の皆さまはいかがでしょうか。

り、黒田教育長は3月31日をもつて失職したわけであります。

## 議会の不同意の理由② 新学習指導要領について

また、藤田和寿議員も黒田教育長の健康について、「ご健康で体力に十分の自信があることは日々のご活躍から十分承知しておりますが」と前置きした上で、「今年77歳をお迎えになるお身体へのご負担が大変でございます」と、年齢を問題視する発言を行っています。

議会は、黒田教育長の健康状態や職務への適応性などの実態を把握させていたのでしょうか。もし、単に民生委員などの委員の例と比べて年齢を問題視したとするのであれば、大変乱暴な話です。

### 議会の不同意の理由② 新学習指導要領について

3月23日の審議において、山内均議員は「これから学習指導要領が変わり、ゆとり教育と言わたった教育制度が変わり、平成24年度より教育界が大きな変革を迎えることになります。これから大変な労力と精神力と行動力が必要となる時代に変わろうとしています」と述べ、新しい学習指導要領のもとでは従来求められ